

「東本願寺真宗会館護持会」 会員規約

2026 年 11 月 1 日改正

(名称)

第 1 条 本会は、真宗大谷派首都圏教化推進本部（以下「本部」といいます。）が運営する「東本願寺真宗会館護持会」（以下「護持会」といいます。）といっています。

(目的)

第 2 条 護持会は、宗祖親鸞聖人の立教開宗の本旨に基づき、真宗大谷派(以下「本派」といいます。)の首都圏教化の総合施設である東本願寺真宗会館(以下「会館」といいます)の護持に努め、会員自らが本願念仏の教えを聞信することを目的とします。

第 3 条 護持会の会員は、正会員および永久会員ならびに賛助会員とします。

2 正会員は、本派の寺院・教会に所属していない方であって、第 6 条第 1 項に定める所定の手続きを経て、護持会の名簿に登載された本人をいいます。

3 正会員が死亡した場合は、当該正会員が事前に届出をしていた方（1 名以内）に第 4 条第 2 項の権利を引き継ぐことができます。ただし、権利を引き継ぐにあたっては年会費を納入いただきます。

4 永久会員は、次の各号のいずれかに該当する方であって、第 6 条第 2 項に定める所定の手続きを経て、護持会の名簿に登載された本人をいいます。

(1) 本部が別に定める納骨の契約者

(2) 本部が別に定める真宗会館エンディングプランの契約者

5 前項第 1 号に掲げる契約者は、本派の寺院・教会への所属の有無は問いません。ただし、寺院・教会に所属している方は前項に規定する手続きにあたり所属する寺院・教会の同意を得てください。

6 賛助会員は、本派の寺院・教会に所属している住職・寺族・門徒であり、護持会の趣旨に賛同し、第 6 条第 1 項に定める所定の手続きを経て、護持会の名簿に登載された本人をいいます。

(正会員および永久会員の権利)

第 4 条 正会員および永久会員、またその配偶者ならびに第二親等までの親族は、本人の希望により帰敬式を願い出ることができます。

2 正会員は、別に定める礼金を納付したときには、第三親等までの親族及び会員本人が届出をしていた方(1 名以内)の遺骨を、会館に安置することができます。

3 正会員および永久会員は、別に定める礼金を納付したときは、宗祖親鸞聖人の墳墓で

ある大谷祖廟(京都市)に納骨することができます。

- 4 正会員および永久会員は、相続講金を納付したときは、納付金額に相当する賞典を受けることができます。
- 5 前条第5号のただし書に規定する永久会員が、第1項、第3項及び第4項の手続きを行う場合は当然所属する寺院・教会を通じて行うものとします。
- 6 正会員および永久会員は、次条に定める会員特典を受けることができます。

(会員特典)

- 第5条 正会員および永久会員は、東本願寺真宗会館メンバーズクラブ「サンガネット」の会員規約に基づく特典を受けることができます。
- 2 正会員および永久会員は、仏事執行を会館に申し込んだ場合は、別に定める真宗会館施設管理冥加金について、特別の待遇を受けることができます。
 - 3 特別懇志の賞典である真宗会館エンディングプランに関する取扱いは、本部が別に定めるところによるものとします。なお、真宗会館エンディングプランの申込に際し納付された懇志は、理由の如何に関わらず返金はありません。

(入会)

- 第6条 護持会正会員または賛助会員に入会を希望する方は、本規約に同意の上、所定の入会書を送付していただくか、又は真宗会館ホームページ上の入会申込フォームを使用し、住所、氏名、電話番号、その他の情報を登録のうえ、年会費を本部に納めてください。
- 2 永久会員として入会を希望される方は、本部が別に定める手続きによるものとします。
 - 3 入会后、登録情報に変更が生じた場合は、遅延なく、所定の変更届、又は真宗会館ホームページ上の会員情報変更フォームを使用し、変更登録を行ってください。この変更登録がないため、本部からの通知、発行物等が延着した場合、あるいは到着しなかった場合であっても、これらは通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(退会)

- 第7条 本部は、正会員または賛助会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員名簿から削除し、退会したこととみなします。なお、名簿から削除された方は、会員の権利及び本部が提供する特典を受ける権利を失います。
- (1) 他の会員の権利及び名誉等を損ねるような行為、その他護持会の目的に悖る行為があった場合
 - (2) 会費の納入を1年以上怠った場合
 - (3) 会員が死亡した場合
 - (4) 会員が自ら退会を申出た場合

2 前項第4号の退会のお申出は、所定の退会届を本部に提出してください。

(永久会員の資格終了)

第7条の2 永久会員は、次の各号のいずれかに該当した場合に、その資格を失います。

(1) 本部が別に定める納骨契約に基づく遺骨の個別保管期間が満了した場合

(2) 本部が別に定める真宗会館エンディングプランによる遺骨のお預かりから3年が経過した場合

(3) その他、永久会員としての資格存続理由が消滅した場合

2 第3条第4項第1号に該当する永久会員は、前条第1項第4号の規定にかかわらず、自ら退会を申し出ることはできません。

3 永久会員が死亡した場合であって、本部が別に定めるところによりあらかじめ届出のあった者があるときは、その者に永久会員の地位を承継させることができます。

(年会費)

第8条 正会員ならびに賛助会員は、本部が別に定める年会費を本部指定の方法にて納めてください。

2 年会費は、毎年第5項に定める当該年度末までに納付してください。

3 永久会員は、本部が別に定める入会期間に関わらない永久会費を納付するものとし、第1項の年会費を不要とします。

4 一旦納入された年会費は、返還できません。

5 護持会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとします。

6 本部は、経済情勢の変動、物価の上昇または下落、施設の維持管理費もしくは運営費の増減、提供するサービス内容の変更その他合理的な理由がある場合には、年会費ならびに永久会費の額を変更することができます。

(事務局)

第9条 護持会の事務局は、東京都練馬区谷原1丁目3番地7号東本願寺真宗会館内の本部に置きます。

(個人情報の取扱い)

第10条 会員から入会時に収集した個人情報は、本部が保有・管理します。

2 本部は、会員の個人情報を適切に取り扱い、次の各号に掲げる目的以外には使用しません。

(1) 会員管理

(2) 本部が主催する事業の情報の案内

(3) 本部の発行物等の発送業務

(4) その他護持会の目的達成に必要な業務

3 本部は、会員の個人情報を本人の承諾なく第三者に開示、漏洩することはありません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 会員に対する発送業務を外部配送業者に委託する場合

(2) 法令に基づき裁判所その他の司法機関及び行政機関から会員に関する情報の開示を要求された場合

(規約の変更)

第11条 本規約の変更は、本部が真宗大谷派宗務総長の同意を得たうえで行います。

2 本規約または年会費ならびに永久会費の変更内容については、その内容及び効力発生日を定め、あらかじめ会員に周知するものとします。

3 前項の周知は、東本願寺真宗会館のホームページへの掲載その他本部が適当と認める方法により行うものとします。

4 変更後の年会費は、効力発生日以後に到来する会員期間の更新時から適用されるものとします。なお、会員が変更後の内容に異議なく会員資格を更新した場合には、当該変更同意したものとみなします。

附 則

この規約は、2017年1月6日から施行します。

附 則

この規約は、宗務総長の同意を得て2023年5月1日から施行します。

附 則

1 この規約は、宗務総長の同意を得て2026年7月1日から施行します。

2 この規約の施行前に真宗会館エンディングプランを申し込んだ方については、改正後もなお従前の取り扱いを継続します。

3 前項に定める方は、改正後の第3条第4項第2号に定める永久会員として取り扱います。

4 第4条第2項に定める遺骨の安置の新規申込および更新受付は、2026年6月30日をもって終了するものとします。

5 第4条第2項に定める遺骨の安置に関する制度は、2027年6月30日をもって廃止するものとします。

附 則

この規約は、宗務総長の同意を得て2026年11月1日から施行します。